

令和8年6月定例会 一般質問 川畑勝世議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「介護予防について」

○川畑勝世 皆さんおはようございます。議長のお許しを得ましたので、公明党、川畑勝世、一般質問をさせていただきます。

高齢化の進展と災害リスクの高まりが続く中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためには、健康づくりと地域防災の両面から支え合いの仕組みを充実させることが重要です。いずれも平時からの備えと地域のつながりが大きな力となることから、本日は大項目1、介護予防について、大項目2、防災についてをテーマに質問させていただきます。

本市では、総人口が減少傾向にある一方で、高齢者人口及び高齢化率は増加しており、令和8年3月末時点の高齢者人口は約1万9,000人、高齢化率は約25%となっています。特に前期高齢者、65歳から74歳が約7,700人で前年より165人減少している一方で、後期高齢者、75歳以上は約1万1,500人で前年より約300人増加しており、高齢化の進展が顕著となっています。今後医療、介護ニーズの増加やフレイル予防、認知症対策、地域での支え合いの重要性が高まる中、介護が必要となる前から健康づくりや介護予防に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられる環境づくりが重要であると考えます。そこで、本市の要介護・要支援認定者数の状況をはじめ、住民主体の介護予防活動であるいきいき百歳体操の実施状況や効果、地域間の会場数の偏りへの対応について伺います。また、介護予防・ボランティアポイント事業の実績や周知方法、今後の介護予防施策の方向性について質問し、地域の通いの場や支え合い活動の充実による健康寿命の延伸と地域共生社会の実現について伺うものです。

そこで、本市の要介護・要支援認定者数の状況はどのようなになっているのかお伺いいたします。

こちらを壇上からの質問とさせていただきます。

○健康福祉部長 令和8年3月31日時点で本市の要介護・要支援認定者数は3,835人であり、前年同月と比較して201人増加し、増加率は5.5%となっております。

以上です。

○川畑勝世 要介護・要支援認定者数が増加している中、介護予防の重要性はますます高まっていると感じます。特に要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者の方が、今年の3月末時点だと、今のこの介護認定の数を引いてみますと約1万5,000人おられるということになります。多くの方が元気に生活され、中には仕事を続けておられる方も多数おら

れます。だからこそ、介護が必要になってから支援するだけでなく、元気なうちから地域で継続して取り組める介護予防活動が重要であると考えます。そこで、本市が進めている住民主体の介護予防活動であるいきいき百歳体操について、現在の状況はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○健康福祉部長 令和8年3月31日時点でいきいき百歳体操を実施している会場は32か所あり、参加者は698人となっております。前年同月と比較いたしまして、会場は2か所、参加者は116人増加いたしました。令和8年度には新たに真美ヶ丘地区及び下田地区に各1か所の会場が設置されておりまして、今後参加者はさらに増加する見込みでございます。

以上です。

○川畑勝世 いきいき百歳体操の会場数、参加登録者数とも増加しており、地域での介護予防の取組が広がっていることが大変ありがたいと感じております。一方で、地域ごとの実施状況を見ると、中学校区によって会場数に偏りが見られる状況もあると認識しています。地域によって参加しやすさに差が生じないようにすることも重要であると考えますが、いきいき百歳体操の会場数の偏りについて、本市はどのように考えているのかお伺いいたします。

○健康福祉部長 実施しております会場数の偏りをなくすために、会場数の少ない地域におきまして、新たな会場の開設に取り組んでおります。具体的には、地域の公民館や集会所に加えまして、商業施設や個人宅でも実施会場として活用していただけるよう周知啓発に努めているところでございます。

以上です。

○川畑勝世 地域の公民館や集会所だけでなく、商業施設や個人宅でも立ち上げられておられることが分かりました。商業施設だとお買物ついでに参加したり、個人宅ならお知り合い同士で気軽に行けたりと皆さんが行きやすそうな会場になりますね。でも、地域に会場が少ない方や地域で参加されていない方はどうしておられるのでしょうか。

○健康福祉部長 各地域包括支援センターが実施しております転倒骨折予防教室、脳と身体の運動教室などの各種介護予防教室への参加を促しまして、健康の保持増進を図っているところでございます。

以上です。

○川畑勝世 転倒骨折予防教室や脳と身体の運動教室など、希望される様々な介護予防事業に参加されているということを理解いたしました。

その中で、地域で継続的に取り組める介護予防として、いきいき百歳体操の重要性は高いと考えます。このいきいき百歳体操を拡充するための取組として、4月及び5月をいきいき百歳体操推進月間として、香芝市総合福祉センターにおいて、いきいき百歳体操体験説明会を実施されていまして。先日、私も体験会に参加させていただきました。次から次へと参加者の方が会場に来られ、かわいい手帳にスタンプを押してもらい、お好きな位置の椅子に座られました。まず、想像以上の参加人数で、皆さんの関心が高いなと感じました。初めに、

この体操に参加するに当たり、皆さんそれぞれの健康状態のチェック等をする項目があるとの説明がありました。そして、準備体操、体操、整理運動という流れでした。この体操は、映像を見ながら椅子に座っての体操です。おもりを腕につけたり足につけたり、自分で調整しながらするので無理はしません。しかし、皆さん慣れた様子で、おもりがついていても平気な様子でした。体操時間は約39分です。体験版は、もう少し短いものでした。中でも、映像の中のお手本の方は、筋肉もりもりのスマートな方でもなく、とても安心感のある親しみやすい方でした。こちらの体操は、高知市が発祥で全国各地で取り入れられ、筋力維持などを目的に実施しているものだと知りました。終了後、声をかけてくださった女性の方は、私はもう90歳になるのよと言って、しっかり歩いて帰られる様子がとても印象的でした。

そこで、この体験説明会の実績はどのようになっているのかお伺いいたします。

〇健康福祉部長 いきいき百歳体操体験説明会の実績でございますが、令和6年度は220人、令和7年度は170人の参加がございました。

以上です。

〇川畑勝世 いきいき百歳体操体験説明会には、多くの方が参加され、地域での新たな活動につながっていることが分かりました。一方で、介護予防の取組については、継続することによって実際どのような効果が現れているのかを把握し、参加者にも実感していただくことが重要であると考えます。

そこで、いきいき百歳体操を継続することで身体機能や社会参加の変化などの効果検証はどのように行っているのかお伺いいたします。

〇健康福祉部長 いきいき百歳体操の参加者に対しまして毎年年度の初めに行っておりまして、自身の生活機能の衰えを把握し介護予防につなげるための25項目から成る基本チェックリストの結果では、参加者の約7割が運動機能及び外出頻度の項目におきまして維持及び改善がされたことを確認しております。

以上です。

〇川畑勝世 ありがとうございます。チェックリストというものがあるんですね。ありがとうございます。

次に、介護予防・ボランティアポイント事業についてお伺いしたいと思います。

いきいき百歳体操の参加者について、運動機能や外出頻度において約7割の方が維持、改善しているとのことであり、介護予防や社会参加の促進に一定の効果が現れているものと理解いたしました。いきいき百歳体操に参加するきっかけとして介護予防・ボランティアポイント事業を実施されていますが、この事業の実績はどのようになっているのかお伺いいたします。

〇健康福祉部長 令和7年度の介護予防・ボランティアポイント事業の実績といたしましては、参加者は675人であり、令和6年度と比較して107人増加し、増加率は18.8%となっております。また、当該参加者のうち、25ポイント以上を取得した方は539人であり、令和6年度と比較して155人増加し、増加率は40.4%でございました。

以上です。

○川畑勝世 ご答弁いただいた内容から、介護予防・ボランティアポイント事業については、参加者数やポイント達成者数が増加しており、高齢者の介護予防や社会参加の促進につながっていることがうかがえます。これらの事業をさらに推進し、住み慣れた地域で共に支え合いながら生きがいのある生活を送ることができる地域づくりに寄与できていると考えていると前回に質問したときにお聞きしておりますが、このいきいき百歳体操及び介護予防・ボランティアポイント事業について、対象となる方への周知はどのように行っておられるのでしょうか。

○健康福祉部長 広報紙及びホームページへの掲載、市政出前講座、いきいき百歳体操体験説明会及び各種介護予防教室での当該事業への参加の呼びかけ並びにいきいき百歳体操の会場となっております公民館や集会所におきまして案内チラシを掲示することで周知を行っております。

以上です。

○川畑勝世 ありがとうございます。一定の周知啓発に取り組まれていることを理解いたしました。

一方で、高齢化が進む中、介護予防の重要性は今後さらに高まっていくものと考えます。本市として、介護予防事業の今後の方向性はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○健康福祉部長 高齢者が身近な場所に集まり、体操、趣味、交流などを通じて介護予防及び生きがいづくりを行う地域の集いの場である通いの場は、介護予防だけでなく、孤立防止、見守り及び互いに助け合う仕組みづくりにもつながる場であることから、地域を介護予防の中心に据え、通いの場の充実に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○川畑勝世 ただいまのご答弁で、通いの場が介護予防だけでなく高齢者の孤立防止や見守り、地域の支え合いにもつながる重要な取組であることを改めて認識いたしました。今後高齢化がさらに進展する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、通いの場のさらなる充実と参加しやすい環境づくりに積極的に取り組んでいただくことを要望し、本項目の質問を終わります。

「防災について」

○川畑勝世 続いて、大項目、防災についてでございます。

近年、頻発激甚化する自然災害に備え、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など災害時に配慮を必要とする方々の避難支援体制の充実が求められています。また、避難所においては、要配慮者への支援に加え、女性の視点を取り入れた環境整備や防犯対策、さらには避難所運営や地域防災活動への女性の参画が重要となっています。そこで、本市における避難行動要

支援者名簿及び個別避難計画の作成、活用状況、要配慮者の避難所受入れ体制や支援の在り方並びに女性の視点を生かした避難所運営と女性防災リーダーの育成についてお伺いしていきます。

要配慮者とは、災害の危険を察知したり救助を申請したり災害に対する情報を理解したり災害にどのように対応すべきか等について何らかのハンディを負っている方々になりますが、具体的にどのような人が該当されるのでしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事 災害時の要配慮者に関するご質問と思いますので、お答えさせていただきます。

災害対策基本法第8条第2項第17号において、要配慮者とは高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいうという規定をされており、香芝市地域防災計画におきましては、具体的に独り暮らしや寝たきりの状態にある高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等を例示しております。

以上でございます。

○川畑勝世 要配慮者の中には様々な方がおられますが、その中で避難支援の対象となる避難行動要支援者について、本市ではどのような方を対象としてるのかお伺いいたします。

○危機管理監兼都市創造部理事 避難行動要支援者は、災害対策基本法第40条の10の規定（後刻「災害対策基本法第49条の10の規定」に訂正）において、本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいうと規定されております。

以上でございます。

○川畑勝世 避難行動要支援者については、要配慮者のうち特に支援を必要とする方と理解いたしました。

そこで、本市では、避難行動要支援者をどのように把握されているのかお尋ねいたします。

○危機管理監兼都市創造部理事 避難行動要支援者については、健康福祉部社会福祉課が調査の上で作成した避難行動要支援者名簿で把握してございます。

以上でございます。

○川畑勝世 では、避難行動要支援者名簿はどのような基準で作成しておられるのでしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事 避難行動要支援者名簿は、生活の基盤が自宅にある方のうち、要介護3以上の認定を受けている方、身体障害者手帳1級または2級を所持している方、療養手帳A判定を所持している方、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方などを対象として、本市が保有する情報を基に作成してございます。

また、先ほど私が避難行動要支援者に該当する者がどのような方かというご質問の中で避難行動要支援者は「災害対策基本法第40条」と申し述べましたが、正しくは「災害対策基

本法第49条の10の規定」というところでもございましたので、併せて訂正のほどよろしく願います。

以上でございます。

○川畑勝世 では、避難行動要支援者名簿については、法令に基づき対象者を作成されていることが分かりました。しかし、名簿は作成するだけでは十分ではなく、災害時に実効性のある避難支援につなげることが重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

避難行動要支援者名簿はどのように活用するものなのでしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事 避難行動要支援者名簿は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度において消防機関、警察、自主防災組織、民生委員などの避難支援等の関係者に対して情報を提供するとともに、平常時の安否確認訓練や見守り支援、災害発生時または災害の発生が予想される場合においては一緒に避難するなどの共助の精神に基づく地域活動にも活用しております。

以上でございます。

○川畑勝世 この避難行動要支援者名簿については、消防機関や警察、自主防災組織、民生委員等と共有され、平時の見守りや安否確認、災害時の避難支援に活用していることが分かりました。一方で、対象者の状況は日々変化することから、名簿の実効性を確保するためには情報を最新の状態に保つことが重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

避難行動要支援者名簿は更新しておられるのでしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事 避難行動要支援者名簿の更新につきましては、住所等の情報について毎年2回、4月及び10月にそれぞれ更新作業を行っております。

以上でございます。

○川畑勝世 年2回の更新をしてくださってるってということですね。ありがとうございます。

避難行動要支援者に対する個別避難計画はどのようなものになっているのでしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事 個別避難計画とは、避難行動要支援者が災害時に円滑かつ迅速に避難することができるよう、あらかじめ避難先、避難経路、避難時に必要な配慮事項等を記載し、避難支援等の関係者と共有するものであり、避難行動要支援者一人一人の状況に応じて作成するものでございます。

なお、個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に登載された方のうち、作成を希望し、かつ個人情報の提供について同意を得られた方を対象として作成しております。

以上でございます。

○川畑勝世 個別避難計画は、避難行動要支援者一人一人の状況に応じて作成し、避難先や避難経路、必要な配慮事項等を定める重要な計画であることが分かりました。また、本人の希望や個人情報提供への同意を得た上で作成されているとのことでした。

そこでお伺いいたします。

本市の個別避難計画の作成状況はどのようなものでしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事 令和6年6月に、三橋市長からの指示により、避難行動要支援者の対策といたしまして個別避難計画の作成を開始し、同年9月以降、作成の対象となる方に対して調査票を順次送付しており、令和8年3月末までに個別避難計画の作成を希望された244人分の個別避難計画を作成しております。また、令和8年3月26日にも調査票を送付しており、個別避難計画の作成を希望された120人分の個別避難計画を令和8年度中に作成する予定であります。

以上でございます。

○川畑勝世 個別避難計画というのはすごく大変な内容になると思いますが、またお世話になります、よろしくお願いいたします。

次に、中項目で、災害時の要配慮者の避難生活所の生活についてお尋ねしたいと思います。

要配慮者の状態によっては、特別な配慮が必要となります。そこで、本市において災害時の要配慮者を優先的に受け入れられる施設があるのかお伺いいたします。

○危機管理監兼都市創造部理事 災害時に要配慮者を優先して受け入れる施設として、指定福祉避難所がございます。

以上でございます。

○川畑勝世 災害時に要配慮者を優先して受け入れる施設として指定福祉避難所があることは理解いたしました。要配慮者が安心して避難生活を送るために十分な受入れ体制を確保していくことが重要であると考えますが、そこでお伺いいたします。

本市においては、指定福祉避難所は何か所あるのでしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事 指定福祉避難所につきましては、公共施設が2か所、香芝市総合福祉センター、香芝市中央公民館、民間施設が9か所でございます。民間施設9か所のうち、介護が必要な高齢者の方が利用しておられる介護施設が5か所、障害者の方が利用されている障害者支援施設が4か所でございます。

以上でございます。

○川畑勝世 本市においては、公共施設が2か所、民間施設が9か所の計11か所の指定福祉避難所が確保されていることが分かりました。一方で、災害発生時には、全ての要配慮者が直ちに指定福祉避難所へ避難できるとは限らないものと考えます。

そこでお伺いいたします。

要配慮者は、一時避難所に避難することはできないのでしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事 自助及び共助の観点からも、家族や周囲の方々の支援を受けながら指定一般避難所で生活を送っていただくことは望ましいものであり、指定一般避難所に避難していただくことは可能でございます。

以上でございます。

○川畑勝世 要配慮者についても、家族や地域の支援を受けながら、まずは指定一般避難所で避難生活を送ることが可能であるとのことで。しかし、避難所で多くの方が共同生活を送ることとなるため、平時から避難所生活について理解を深めておくことも重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

避難所生活においてどのような心構えや注意をする点が必要でしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事 避難所では、原則として、自治体、各施設管理者及び避難者の3者が協力して管理運営をしていくことになります。そのため、被災して困難な状況下で大勢の人が共に生活するためには、お互いに助け合う共助の心構えが必要であります。また、ルールやマナーの遵守、要配慮者への配慮、男女共同参画の観点からの配慮、防犯対策等に注意する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○川畑勝世 避難所生活では、自治体、施設管理者、避難者が協力することが重要であることが分かりました。また、共助の精神やルールの遵守が必要であることも理解いたしました。

そこでお伺いいたします。

避難所生活において、支援の必要な高齢者に対する配慮が必要となりますが、具体的にはどのようなものが必要でしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事 肢体が不自由な方が車椅子を使用されている場合には、避難所においても段差が少なく、できるだけ出入口に近い場所を確保して通路に荷物を置かないなど、障害の特性ごとに考えられる状況に対応する配慮が必要であると考えてございます。

以上でございます。

○川畑勝世 避難所には、身体障害者、知的障害者、発達障害など様々な特性のある方がいらっしゃると思いますが、その家族も避難されることが想定されます。例えば障害者手帳を所持していなくても放課後デイサービス等を利用する児童など、避難所生活において特別な配慮を必要とする方もおられます。

そこでお伺いいたしますが、障害者手帳を所持していないものの放課後等デイサービスを利用する児童など、配慮を必要とする方に対してはどのように対応されるのかお聞かせください。

○危機管理監兼都市創造部理事 放課後等デイサービスを利用する児童などへの配慮につきましては、多くの方が密集する避難所の特殊な環境は子供にとっては大きなストレスの原因となることから、例えばこども家庭庁が公表する「災害時のこどもの居場所づくり」の手引などでは、特に発達障害や自閉症の子供に対する配慮として安心感の回復、レクリエーション活動の機会の確保、適切な情報の提供等が重要であることなどが示されており、また専門的な支援が必要な児童である場合には指定福祉避難所などで過ごしていただくことも

必要と考えております。

以上でございます。

○川畑勝世　ありがとうございます。

続いて、中項目の避難所運営や防災現場における女性の参画等について伺いたいと思います。

障害のある方への配慮と同様に、避難所においては女性の視点に立った環境整備も重要であると考えます。特にプライバシーの確保や防犯対策など、安心して避難生活を送るための配慮が必要です。

そこでお伺いたします。

避難所生活において、女性に対する環境整備の配慮はどのようなものが必要であるとお考えでしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事　避難所で生活する方々の男女比なども考慮した上で検討する必要がありますが、単身女性や女性のみの世帯を対象とした女性専用エリアを設け、女性専用トイレ、物干し場、更衣室等を男女別に分けること、一般的に混雑しやすい女性専用トイレについては男性用トイレよりも多く確保すること、性犯罪を含む犯罪全般の予防のための啓発を行うなどの様々な配慮が必要であると考えております。

以上でございます。

○川畑勝世　避難所生活において、女性専用エリアの設置や更衣室、トイレの男女別の確保など、女性が安心して過ごせる環境整備が重要であることが分かりました。しかし、女性への配慮は、環境面だけでなく、避難所生活に必要な物資の確保や配布方法にも十分な配慮が求められるものと考えます。特に生理用品や下着、衛生用品などは、受け取りに心理的な負担を感じる方もおられることから、女性の視点に立った対応が重要であると考えます。

そこでお伺いたします。

避難所生活において、女性に対する物資の供給についてはどのような配慮が必要であるとお考えでしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事　女性用物資につきましては、女性の担当者からの配付や指定された特定の場所での配付をすることができる体制の整備が必要であり、また妊産婦や乳幼児の保護者等が物資の供給等に長時間並ぶことがないように、個別に物資を供給することができる体制の整備が必要であると考えてございます。

以上でございます。

○川畑勝世　女性に対する物資の供給は、女性担当者による配付や個別配付など女性や妊産婦、乳幼児を連れた方々に配慮した対応が重要であることが分かりました。

一方で、避難所では多くの方が共同生活を送ることから、女性が安心して避難生活を送るためには、環境整備や物資の供給だけでなく、防犯面での配慮も非常に重要であると考えます。

そこでお伺いたします。

避難所生活において、女性に対する防犯対策はどのようなものが必要であるとお考えでしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事 トイレ、更衣室及び入浴設備は、昼夜を問わず安心して使用することができる場所に設置し、避難所の巡回警備は男女ペアで行うことなどが必要であると考えております。

以上でございます。

○川畑勝世 女性が安心して避難生活を送るためには、トイレや更衣室の配置、防犯対策などの環境整備が重要であることが分かりました。しかし、災害時に必要となるのは、配慮を受ける立場としての女性だけではなく、避難所運営や生活支援の担い手としての女性の力でもあると考えます。実際に子育て支援、高齢者支援、福祉活動など日頃から地域の中で支え合い、活動を行っている女性たちが災害時にはそのまま支援の担い手となり、平時のケアの実践が避難所運営や生活支援につながった事例もあります。また、女性の視点とは、女性のみを対象とした支援ではなく、日常の関わりの中で培われた関係性や信頼を生かし、多様な立場に寄り添う視点であると考えます。

そこでお伺いいたします。

本市として、こうした関係性と信頼を基盤としたネットワーク型の防災体制の構築や女性防災リーダーの育成についてどのように取り組んでいくお考えでしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事 まず、本市の47自治会のうち45自治会において自主防災組織を運営していただいております。災害時における自助及び共助の考え方とともに、女性の視点を取り入れた避難所運営の在り方についても地域に浸透させているところでございます。また、災害時における多様な団体との協力関係を構築していくという観点からも、本市は62の多様な団体と連携協定を締結しており、災害対応力の強化に努めているところでございます。そして、女性に限定したものではございませんが、奈良県では奈良県自主防犯・防災リーダー研修を毎年実施しており、本市では、防災士の資格を取得するに当たり必要となる教材等の費用について香芝市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱の補助対象経費としており、積極的な活用を呼びかけているところでございます。引き続き多様な主体と連携し、地域全体の防災意識の向上を目指し、男性だけでなく女性の視点も交えながら、防災リーダーを担っていただくことができる人材の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○川畑勝世 ご答弁いただき、ありがとうございます。本市においては、45の自治会で自主防災組織が活動されていること、また62の団体と連携協定を締結し、防災体制の強化に取り組まれていることが分かりました。また、防災リーダーの育成や防災士資格取得への支援など、人材育成にも取り組まれていることが分かりました。このようなことを周知のほうにも力を入れていただきたいと思います。

一方で、災害時に支援を必要とする方々への対応は、行政だけで完結するものではなく、平時から築かれた人と人のつながりや信頼関係が大きな力になるものと考えます。また、利

用者が日頃から使い慣れた地域の施設や福祉施設などが避難先や居場所となることは、不安を抱える方々にとって安心できる環境の確保につながり、避難所生活の質の向上にも寄与するものと考えます。さらに、女性の視点や生活者の視点は、育児や介護、見守り、心のケアなど日常生活に根差した課題への気づきや配慮につながるものであり、こうした視点を防災に生かすことで多様な立場の方々に寄り添った支援や避難所運営の充実にもつながるものと考えます。今後におかれましては、平時からの地域のつながりを生かした支え合いのネットワークづくりを進めていただくとともに、女性をはじめ多様な立場の方々が防災活動に参画できる環境整備や防災リーダーの育成をさらに推進していただくことを要望し、この質問を終わります。ありがとうございました。